

新しい生活様式対策支援事業(障害福祉)補助金の制度概要

1. 趣旨

障害福祉サービスは、感染等による体調不良の訴えが十分にできない障害者(児)へ寄り添う支援や身体介護を伴う支援を行い、また障害者(児)とその家族の生活を支え、障害者(児)の健康を維持するうえで不可欠なものであるため、新しい生活様式に対応するとともに、感染症対策を継続しつつ、必要なサービスの提供を行うことができるように、市は障害福祉サービス事業における必要な物資や感染症対策の取り組みを支援するための補助金を交付する。

2. 対象者

この補助金の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 多久市内に障害福祉サービスを行う事業所を有する事業者であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式に対応するための取り組みを行う事業者であること。
- (3) 原則、市税の滞納がないこと。市税に滞納がある場合、市税納付に係る誓約を行うこと。

3. 対象事業

令和2年4月1日から令和3年2月28日までに実施した感染症対策など継続したサービスを提供するための取り組み

4. 交付額

1事業者あたり上限50万円

5. 対象経費と補助率

①補助対象経費

感染症対策に要する物品購入等の経費(※市内事業所での取り組み分に限る。消費税は補助対象外とする。)

<内容>

支出項目 (経費区分)	内 容
事業費	消耗品費、物品購入費、外注費(工事費)
その他	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

※1 補助事業者が国又は地方自治体による本補助金以外の補助金申請を行っている場合、その補助金で対象経費とされているものについては、本補助金の対象経費とすることはできない。

※2 同一事業者が病院、介護サービス事業を有する場合は、新しい生活様式対策支援事業補助金(医療)、(介護)についても申請することができるが、申請に当たっては、それぞれ対象の施設に係る分の経費を対象経費とする。

- ※3 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：パソコン及び周辺機器（ハードディスク・サーバー等）、カメラ、自転車等）の購入費用は本補助金の対象経費とすることはできない。ただし、面会用タブレット端末の購入については、対象とすることができる。
- ※4 消耗品費（消毒液、マスク、防護服等）については、受払簿等（任意様式）にて、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要がある。

②補助率

10/10（補助上限額：1事業者あたり50万円）

- ※1 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

〈本事業による取組事例〉

○ 感染防止対策となる取組

- ・ 消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入（物品購入費）
- ・ 消毒液、アルコール液の購入（消耗品費）
- ・ マスク、ゴーグル、フェイスシールドの購入（消耗品費）
- ・ 体温計、サーモカメラ、パルスオキシメーターの購入（物品購入費）
- ・ アクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーンの購入（消耗品費）
- ・ 換気設備（換気扇、サーキュレーター、空気清浄機、換気・空気清浄機能付きエアコン等）の購入・施工（外注費、物品購入費）
- ・ 面会用タブレット端末の購入（物品購入費）、Wi-Fi・LANの整備（外注費、ただし、通信費は除く）
- ・ 蛇口の自動水栓への変更（外注費）

6. 申請方法

- ①受付開始 令和2年8月5日（水）
- ②提出方法 申請書類を次の提出先に持参または郵送ください。
〒846-8501 多久市北多久町大字小侍7番地1
多久市役所 福祉課
- ③届出に必要な書類の入手方法
- ・ 多久市役所 ホームページよりダウンロード
 - ・ 多久市役所福祉課で配布
- ④問い合わせ先 多久市役所 福祉課
TEL：0952-75-4823
受付時間：8:30～17:15（平日のみ）